

物価高騰対応重点支援給付金 (7万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰対応重点支援給付金 (1世帯あたり7万円) は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

給付金の支給時期

市が確認書（または申請書）を受理した日から30日程度

※記載漏れ等があると、さらに時間を要する場合があります。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれにもあてはまる世帯)

- **令和5年12月1日時点**で香取市に住民登録されている世帯
- 世帯全員の令和5年度 **「住民税均等割が非課税」**の世帯

令和5年1月1日時点で
香取市に住民登録されている方令和5年1月2日以降に
香取市に住民登録されている方確認書を送付します。 **(要返送)**

■ 確認書の返送期限 ※消印有効

令和6年4月22日(月)詳しくは裏面 **1** へ**申請が必要です**申請期間：令和6年1月22日(月)
～ 4月22日(月)【申請書配布先】物価高騰対応重点支援給付金担当
(市役所1階)、香取市役所の各支所
※香取市HPからもダウンロード可詳しくは裏面 **2** へ

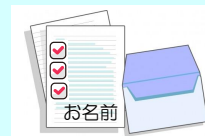
お問い合わせ先・申請先

■ 香取市 物価高騰対応重点支援給付金担当 ☎0478-79-0780
(市役所内) 受付時間 9:00～16:00 (土日祝日を除く)

1 世帯の全ての方が、**令和5年1月1日以前**から香取市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、香取市から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。
- 中身を確認して、返信用封筒で**返信してください**。

※ 一部添付書類が必要な場合があります。



2 世帯の中に、**令和5年1月2日以降**に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に給付金担当窓口にご提出ください。

※ 前回の価格高騰重点支援給付金(3万円)を申請している世帯で、世帯員・世帯の収入状況・受取口座に変更がない場合、添付書類を省略できます。

**ご注意
ください!**

**価格高騰重点支援給付金(3万円)を受給された世帯でも
下記の世帯は7万円の給付対象となりません。**

【対象外の世帯】

- 世帯全員が「住民税が課税されている人」の扶養親族等である世帯
- 令和5年1月～10月の間に収入が減少して家計急変の申請を行った「家計急変世帯」

この7万円給付金は、他市町村で本給付金と同趣旨の給付金(7万円)を受給している場合は対象外となります。



物価高騰対応重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、香取市消費生活センター(0478-50-1300)や警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。